

ターミナル事業者・交通事業者における 災害時の対応

災害時の対応(ターミナル事業者)

- ターミナル事業者においては、災害時の対応として、鉄道等の他の公共交通機関と連携して旅客への代替交通機関の案内や情報提供のほか、帰宅困難者等の受け入れ体制を整えている事例も見られる。

<例①> 災害時における他の公共交通機関との連携

(鉄道事業者との連携の例)

- ・一部の**バスターミナル事業者は、接続する鉄道事業者との間で、互いの運休時に相手方への乗換を案内(アナウンス・掲示物等による)**する相互協力を実施

※協定等による契約事項ではなく、両者のサービス提供の一環

※ターミナル事業者と個別の鉄道事業者が連携

対象とする災害	・日常的な事故(人身事故・故障による鉄道の運休・遅延、道路の通行止めによるバスの運休・遅延)
運用の内容	・バスの運休時に鉄道を紹介 ・鉄道の運休時にバスを紹介 ※振替乗車を認めるかは、各交通事業者の判断

(ヒアリング意見)

災害時等のバスターミナルの役割として、**バス以外も含めた案内誘導など、交通全体の情報提供**を行うことも必要



<例②> 災害発生時における帰宅困難者等の受入

- ・一部のバスターミナルでは、災害発生時に**利用者や帰宅困難者等を一時的に受け入れる**ことを想定
- ・併せて、**近隣の避難場所への案内**マップ配布及び**避難場所の状況を情報提供**

(ターミナルの被災者等の受入体制の例)

<施設の位置づけ>

- (例1) 公的避難場所へ移動するまでの**一時的な待機場所**
- (例2) ターミナル部分以外も含めた施設全体が**指定緊急避難場所**

<備蓄数量>

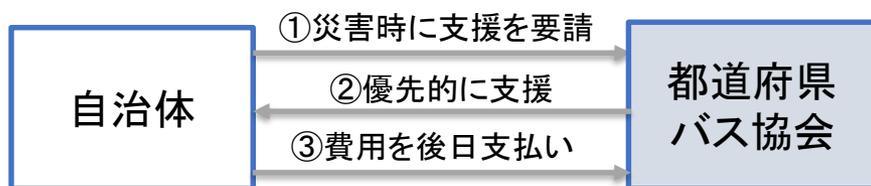
- (例1の箇所) 避難者向け: 1日分、従業員向け: 3日分
- (例2の箇所) 避難者向け: 3日分

災害時の対応(バス・タクシー事業者)

- バス・タクシー事業者においては、自治体との間で災害時の協力体制等の協定を締結して緊急輸送等の実施を行っている例が見られる。
- この場合、これらバス・タクシー事業者の災害時の役割も考慮し、災害時交通マネジメントを検討する必要がある。

バス事業者と自治体との協定

■協定の概要



■支援の内容 (例)

●輸送支援

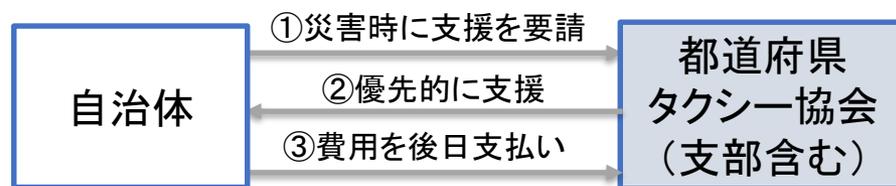
- 被災者の避難輸送
- 災害復旧等に従事する自治体職員、ボランティアの輸送
- 災害応急対策に必要な資器材等の輸送

●その他の支援

- 一部で車内を一時避難所として被災者に提供

タクシー事業者と自治体との協定

■協定の概要



■支援の内容 (例)

●輸送支援

- 被災者の避難輸送
- 災害復旧等に従事する自治体職員、ボランティアの輸送
- 停電時等に入院患者等を他の医療機関に輸送
- 災害応急対策に必要な資器材等の輸送

●その他の支援

- タクシー無線による被害状況の報告